

環境会発第 080331009 号  
環自総発第 080331012 号  
平成 20 年 3 月 31 日

各国民公園管理事務所長  
千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長  
各地方環境事務所長

} 殿

大臣官房会計課長  
自然環境局総務課長  
自然環境局自然環境整備担当参事官  
( 公 印 省 略 )

建築関係の建設コンサルタント業務における  
環境配慮型プロポーザル方式の実施等について

環境省が所掌する建築事業に係る建設コンサルタント業務の発注にあたっては、従来より、高度な技術的判断を必要とする設計業務等については、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成 19 年 3 月 30 日付け環境会発第 070330014 号、環自総発第 070330004 号。以下「特定手続通達」という。）、「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成 19 年 3 月 30 日付け環境会発第 070330015 号、環自総発第 070330005 号。以下「公募型プロポーザル通達」という。）及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成 19 年 3 月 30 日付け環境会発第 070330016 号、環自総発第 070330006 号。以下「簡易公募型プロポーザル通達」という。）に基づき、プロポーザル方式を実施しているところである。

先般、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号。以下「法」という。）が施行され、これを受けて「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が定められたことを踏まえ、環境配慮型プロポーザル方式の実施等基本方針への対応を下記のとおりとしたので通知する。

記

1. 環境配慮型プロポーザル方式の手続は、従来どおり、特定手続通達、公募型プロポーザル通達、簡易公募型プロポーザル通達によること。なお、標準プロポーザル方式による場合は技術提案書の提出要請書において、公募型・簡易公募型プロポーザル方

式による場合は公示及び説明書において、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である旨を明記すること。

2. 基本方針4. 第1項目関係

環境配慮型プロポーザル方式は、特定手続通達記1に規定する対象業務のうち、建築関係の建設コンサルタント業務としてプロポーザル方式により発注するものを対象とすること。ただし、基本方針4. 第1項目ただし書に規定された事業に係る業務については、対象外とすることができる。

3. 基本方針4. 第2項目関係

設計成果には、「官庁施設の環境保全性に関する基準」（別添）に適合した環境保全性能を求める旨を特記仕様書に明記すること。

4. 基本方針4. 第3項目関係

温室効果ガス等の排出の削減に関する技術提案は、精緻な数値目標等を求めるものではなく、設計に当たっての考え方や具体的取組方法等を求めるものであること。

また、特定された技術提案書に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減に関する内容のうち、経済性のほか、効果と実現可能性等を考慮して実施すべきと判断したものについては特記仕様書に明記し、その実現にできる限り努めること。

5. 基本方針4. 第4項目関係

環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務においては、「官庁施設の環境保全性に関する基準」等に基づく環境保全性の評価の実施について特記仕様書に明記することにより、設計成果について総合的な環境保全性能及び生涯二酸化炭素排出量（LCCO<sub>2</sub>）の評価を設計者に確実に求めること。

6. 基本方針4. 第5項目関係

発注予定情報の公表に当たっては、環境配慮型プロポーザル方式を採用する旨を公表すること。

7. 基本方針5.（3）及び法第8条第1項関係

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要の公表及び環境大臣への通知等のため、毎年度終了後、環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務について、別途定める内容を自然環境局自然環境整備担当参事官室に報告すること。

附則

1. 本通達は、平成20年4月1日から施行する。